

能ないし著しく困難であると解すべき事実は認め難いし、選挙権を行使するに足る能力を欠く者を選挙から排除するという目的のためであれば、制度趣旨の異なる成年後見制度を借用せず、端的にそうした規定を設けることも可能であるから、こうした目的のために成年被後見人の選挙権を一律に剥奪することに「やむを得ない」事由はなく、公選法 11 条 1 項 1 号のうち、成年被後見人は選挙権を有しないとした部分は本条等に違反して無効であるとした（同旨の学説としてすでに、野中ほか・憲法 I [5 版] 541-542 頁〔高見〕があつた）。

国会はこの判決を受けて、被選挙権に関する部分も含めて公選法 11 条 1 項 1 号を削除する改正を行った。年齢に基づく選挙権の制限にも当てはまることがあるが、選挙事務の管理・執行者による恣意的な権限行使を排除するためには、選挙権を行使するに足る能力の有無に関する規定は、過剰包摂および過少包摂のリスクを伴いつつも、一律の規定内容とせざるを得ない（長谷部恭男「漠然性の故に有効」高橋和之先生古稀記念『現代立憲主義の諸相(上)』451 頁（有斐閣、2013））。成年被後見人について、国会は一律に選挙権・被選挙権の制限を廃止するとの選択をしたことになる。

(3) 国籍による限定

— 第 3 章前注 II 1(4)

IV 被選挙権の性格と制限

被選挙権について、かつては「選挙人団によって選定されたとき、これを承諾し、公務員となりうる資格」（清宮・憲法 I 142 頁）とされるように、一種の資格ないし権利能力とする理解が一般的であった。資格としての側面を否定することはできないものの、現在では、憲法によって保障される基本権の一つとして捉えられている（芦部・憲法 [6 版] 263 頁、野中ほか・憲法 I [5 版] 543 頁〔高見〕、樋口ほか・注解 I 337 頁〔中村〕、初宿・憲法(2) [3 版] 475 頁）。被選挙権の憲法上の根拠について、学説では憲法 13 条に根拠を求める見解（佐藤（幸）・憲法論 194-195 頁）、14 条 1 項による政治的不差別の保障が含意するとの見解（小嶋・概説 340 頁）、選挙権と一体をなすものとして憲法 15 条 1

第3章 国民の権利及び義務

項に求める見解（伊藤・憲法111頁，奥平・憲法III 400頁）等がある。

最高裁の判例は、「被選挙権を有し、選挙に立候補しようとする者がその立候補について不当に制約を受けるようなことがあれば」、「選挙人の自由な意思の表明を阻害することとなり、自由かつ公正な選挙の本旨に反する」とし、「この意味において、立候補の自由は、選挙権の自由な行使と表裏の関係にあり、自由かつ公正な選挙を維持するうえで、きわめて重要である」とした。そして、「このような見地からいえば、憲法15条1項には、被選挙権者、特にその立候補の自由について、直接には規定していないが、これもまた、同条同項の保障する重要な基本的人権の一つと解すべきである」としている（最大判昭和43・12・4 刑集22巻13号1425頁《三井美唄炭鉱事件》判例2）。つまり、立候補の自由が保障されていることが、選挙権の自由な行使と表裏の関係にあることを根拠として、15条1項によって被選挙権が保障される。

地方公共団体の首長について、多選制限制度を導入すべきであるとの提言がなされることがあるが、被選挙権が憲法上保障された基本的人権であるとの判例の趣旨を前提にすれば、慎重に検討されるべき事柄であると言えよう。

判例2 《三井美唄炭鉱事件》

最大判昭和43・12・4 刑集22巻13号1425頁

被告人らは同じ労働組合に属する組合員Aに対し、市議会議員選挙への立候補を断念するよう説得したが聞き入れられなかつたため、組合の機関決定により処分される旨を告げ、組合機関紙にAが統制違反者として処分される旨を記載した上、議員に当選したAに対して、統制違反者として1年間組合員としての権利を停止する旨を通告し、職場に公示した。これらの行為が選挙の自由妨害罪（公選225条）に当たるとして起訴された。

最高裁は、労働組合が労働者の経済的地位の向上を目的とするために必要な政治活動や社会活動を行うことが妨げられるものではないとしながらも、組合が組合員に対して行使し得べき統制権には一定の限界があり、公職選挙における立候補の自由に対する制約は、特に慎重でなければならないとして、「組合員に対し、勧告または説得の域を超え、立候補を取りやめることを要求し、これに従わないことを理由に当該組合員を統制違反者として処分するがごときは、

組合の統制権の限界を超えるものとして、違法といわなければならぬ」とした。

公選法 92 条は公職への立候補者について供託制度を定め、法定得票数に達しない候補者については供託金を没収することとしている。都道府県議会の議員の選挙に立候補し、供託金 60 万円を没収された者が、この制度が立候補の自由に対する違憲の制約だと主張した裁判で、大阪高等裁判所は、この制度は真に選挙を争う意思がなく、選挙の妨害や売名等、不正な目的で立候補しようとする者の立候補を防止ないし抑制しようとするもので、必要最小限度の規制を超えていたということはできないとした（大阪高判平成 9・3・18 訟月 44 卷 6 号 910 頁）。

アメリカ連邦最高裁は、立候補に 1000 ドルの供託を要求するテキサス州の法制の合憲性が争われた訴訟で、供託制度は有権者による選択の幅を狭めるもので、選挙権に直接かつ明白な影響を与えるため厳格審査に服するとし、当該制度を違憲としている（*Bullock v. Carter*, 405 U.S. 134 (1972)）。

連座制による立候補の禁止については、→ V 5 (3)(キ)。

V 選挙の諸原則

1 普通選挙

本条 3 項は、公職の選挙については成年者の普通選挙が保障される旨を明らかにしている。普通選挙は制限選挙に対比される概念で、狭義では納税額や財産を選挙権の要件としないものを言うが、今日では、人種、信条、身分、性別、教育なども含めて広く制限のない選挙と捉えられている（清宮・憲法 I 138 頁、樋口ほか・注解 I 338 頁〔中村〕、野中ほか・憲法 II [5 版] 16-17 頁〔高見〕）。憲法 44 条ただし書は国會議員の選挙人の資格について、「人種、信条、性別、社会的身分、門地、教育、財産又は収入によつて差別してはならない」と定め、普通選挙の原則を確認している。

フランス革命時の国民公会 (convention nationale) 議員の選出は、21 歳以



注釈日本国憲法（2）
国民の権利及び義務（1） §§ 10～24
Japanese Constitutional Law Annotated, Vol. 2

平成 29 年 1 月 30 日 初版第 1 刷発行

編 著者 長 谷 部 恭 男
長 川 岸 令 和 吾
駒 村 圭 吾
阪 口 正 二 郎
宍 戸 常 寿
土 井 真 一

発 行 者 江 草 貞 治
発 行 所 株式会社 有斐閣

郵便番号 101-0051
東京都千代田区神田神保町 2-17
電話(03)6629-8203 [編集]
(03)3265-6811 [営業]
<http://www.yuhikaku.co.jp/>

印 刷 株式会社 精興社
製 本 大口製本印刷株式会社

© 2017, Yasuo HASEBE, Norikazu KAWAGISHI, Keigo KOMAMURA,
Shojo SAKAGUCHI, George SHISHIDO, Masakazu DOI

Printed in Japan

落丁・乱丁本はお取替えいたします。

★定価はケースに表示しております。

ISBN 978-4-641-01797-9

JCOPY 本書の無断複写(コピー)は、著作権法上での例外を除き、禁じられています。複写される場合は、そのつど事前に、(社)出版者著作権管理機構(電話03-3513-6969, FAX03-3513-6979, e-mail:info@jcopy.or.jp)の許諾を得てください。